

堺市公報 第326号	令和6年8月23日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	6
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】	7

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	7
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	9
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律第9条第1項の規定に基づくマンシ ョン建替組合の設立認可について 【建築都市局住宅部住宅施策推進課】	17
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律第14条第1項の図書の縦覧について 【建築都市局住宅部住宅施策推進課】	17
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	19
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室】	19

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室】…………… 20

＜上下水道局公告＞

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力
の停止について

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 21

告 示

堺市告示第331号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を
同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78
条第1号の規定により告示する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776104032
事業所名称	I K O I 訪問介護ステーション泉北深井
事業所所在地	堺市中区土師町3丁32-34
指定の申請者	株式会社蕊
主たる事務所の所在地	大阪府守口市寺内町二丁目7番3号
代表者名	中島健之
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776303618
事業所名称	ユーモア
事業所所在地	堺市西区上野芝町3-6-5 パルファン上野芝Ⅱ-203
指定の申請者	合同会社Humour
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市東淀川区瑞光一丁目11番24号
代表者名	木原仁
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766190629
事業所名称	I K O I 訪問看護ステーション泉北深井
事業所所在地	堺市中区土師町3丁32-34
指定の申請者	株式会社蕊
主たる事務所の所在地	大阪府守口市寺内町二丁目7番3号
代表者名	中島健之
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766390567
事業所名称	訪問看護ステーション いちごの花
事業所所在地	堺市西区山田二丁189-8-311号
指定の申請者	株式会社総合医療サポート
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区草尾273番地2
代表者名	仮家芳彦
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766590638
事業所名称	訪問看護ステーションみつは
事業所所在地	堺市北区中百舌鳥町1丁91番19号
指定の申請者	さきわい工房株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区長曽根町408番1号 関西ビル1階北側
代表者名	西川知己
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776303600
事業所名称	サイクル
事業所所在地	堺市西区浜寺元町四丁413番地3
指定の申請者	株式会社C y c l e
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺元町四丁413番地3
代表者名	建井勇二
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303600
事業所名称	サイクル
事業所所在地	堺市西区浜寺元町四丁413番地3
指定の申請者	株式会社C y c l e
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺元町四丁413番地3
代表者名	建井勇二
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

堺市告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766390567
事業所名称	訪問看護ステーション いちごの花
事業所所在地	堺市西区山田二丁189ー8ー311号
指定の申請者	株式会社総合医療サポート
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区草尾273番地2
代表者名	仮家芳彦
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766590638
事業所名称	訪問看護ステーションみつは
事業所所在地	堺市北区中百舌鳥町1丁91番19号
指定の申請者	さきわい工房株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区長曾根町408番1号 関西ビル1階北側
代表者名	西川知己
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776303600
事業所名称	サイクル
事業所所在地	堺市西区浜寺元町四丁413番地3
指定の申請者	株式会社C y c l e
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺元町四丁413番地3
代表者名	建井勇二
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303600
事業所名称	サイクル
事業所所在地	堺市西区浜寺元町四丁413番地3
指定の申請者	株式会社C y c l e
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺元町四丁413番地3
代表者名	建井勇二
指定年月日	令和6年5月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

~~~~~

堺市告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796500326            |
| 事業所名称      | デイサービス メッツァなかもず       |
| 事業所所在地     | 堺市北区中百舌鳥町6丁991-2      |
| 指定の申請者     | 株式会社Wonder Being      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区下田町25番28-1103号 |
| 代表者名       | 日垣雄也                  |
| 指定年月日      | 令和6年5月1日              |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護             |

## 堺市告示第334号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 認可外保育施設

| 名称            | 所在地  | 設置者   | 確認年月日    |
|---------------|------|-------|----------|
| sitter Tetori | 堺市中区 | 今岡 美鈴 | 令和6年7月1日 |

## 公 告

堺市公告第514号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型、救助仕様） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社モリタ 関西支店  
支店長 谷口 裕和  
兵庫県三田市テクノパーク32番地
- 5 落札金額  
¥130,900,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年5月29日

~~~~~

堺市公告第515号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第5号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年8月8日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地					利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市東区日置荘北町3丁24番36号	中野 安則	美原区菅生	945	畑	264	堺市美原区菅生1124番地乙の1	北中 康行	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年10月1日	令和9年9月30日	-	-
		美原区菅生	946	畑	304								
		美原区菅生	947-2	畑	317								
		美原区菅生	948-1	畑	323								
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	北区金岡町	2517	田	740	堺市西区浜寺元町3丁379番地2	山中 正道	使用貸借による権利	田として利用	令和6年11月1日	令和9年10月31日	-	-
堺市東区高松227番地2シティパーク北野田714号	明地 克博	北区野遠町	226	田	1,034	堺市北区野遠町600番地	西野 俊文	賃貸借による権利	畑として利用	令和6年11月1日	令和9年10月31日	10,000	毎年年末までに貸手宅へ持参
大阪府吹田市千里山東4丁目2番1号	原田 雅史	西区草部	662	田	1,504	堺市南区檜尾3184番地	山本 和一	賃貸借による権利	畑として利用	令和6年11月1日	令和9年10月31日	50,000	毎年年末までに貸手指定口座に振込
堺市南区富蔵237番地17	北尻 賢	南区富蔵	3504	田	958	堺市南区富蔵178番地	重谷 静代	使用貸借による権利	田として利用	令和6年9月1日	令和9年8月31日	-	-
		南区鉢ヶ峯寺	3317	田	511								
		南区鉢ヶ峯寺	3321	田	3,041								
		南区鉢ヶ峯寺	3323	田	804								

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(㎡)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市南区檜尾145番地5	岡本 芳彦	南区檜尾	1160-1	田	866	京都府長岡京市長岡1丁目12番7号	南 秀樹	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年9月1日	令和9年8月31日	-	-
堺市北区百舌鳥西之町2丁目155番地3	東 秀和	北区中村町	83-107	田	424	東京都練馬区下石神井5丁目5番3号	山内 一浩	使用貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和6年9月1日	令和9年8月31日	-	-
堺市南区高倉台2丁目25番17-308号	神野 信祥	南区片蔵	855	田	622	堺市南区片蔵90番地2	中井 正比古	使用貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和6年9月1日	令和9年8月31日	-	-

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

## 堺市公告第516号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、次のマンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 組合の名称  
新金岡C住宅団地マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
  - (1) 名称  
新金岡C住宅団地
  - (2) 敷地の区域  
堺市北区新金岡町三丁1番7及び1番10
- 3 施行再建マンションの敷地の区域  
堺市北区新金岡町三丁1番7
- 4 事業施行期間  
組合設立の日から令和11年9月まで
- 5 事務所の所在地  
堺市北区新金岡町三丁1番
- 6 設立認可の年月日  
令和6年8月14日
- 7 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和6年9月21日

~~~~~

堺市公告第517号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第14条第1項の図書を、同条第3項の規定に基づき、同法第38条第6項又は第81条の公告の日まで公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 縦覧の図書
新金岡C住宅団地マンション建替事業の施行マンションの名称等を表示する図書
- 2 縦覧の場所
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館14階
堺市建築都市局住宅部住宅施策推進課
- 3 縦覧の時間
午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

~~~~~

堺市公告第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区平尾355番9及び376番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府枚方市長尾家具町二丁目1番1号

アクションロジ株式会社  
代表取締役 安納 一樹

~~~~~

堺市公告第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区草部1471番1、1471番9、1471番16から1471番22まで、1471番23の一部、1471番24及び1471番25

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府高石市西取石六丁目3番9号
さくらホーム株式会社
代表取締役 蔵田 博

~~~~~

堺市公告第520号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市デジタル採点支援システム利用環境構築業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室  
堺市中区深井清水町1426番地  
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階
- 3 落札者を決定した日  
令和6年6月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社シンプルエデュケーション  
代表取締役 平田 直紀  
東京都千代田区麹町2丁目1番地 PMO半蔵門ビル2F
- 5 落札金額  
¥30,800,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年4月17日

~~~~~

堺市公告第521号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
堺市教育情報ネットワーク再構築第二期に係る機器等賃貸借（リース） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室
堺市中区深井清水町1426番地
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTT・TCリース株式会社 関西支店
支店長 吉田 安則
大阪府大阪市中央区平野町2丁目3番7号
- 5 落札金額
¥22,080,190－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和6年4月19日

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第125号

堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第4条の規定に基づき、堺市指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したので、同規程第7条第5号

の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

処 分 内 容	指定の効力の停止6月
停 止 期 間	令和6年8月7日から令和7年2月6日まで
指 定 番 号	第951号
事業者の名称	交南設備株式会社
事業者の住所	枚方市津田元町1丁目7番2号
代表者の職氏名	代表取締役 嶋田 愛親
事業所の名称	交南設備株式会社
事業所の所在地	枚方市津田元町1丁目7番2号